

「徳島県災害廃棄物処理計画」（改定版）策定事業委託業務仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、徳島県（以下「県」という。）が実施する「徳島県災害廃棄物処理計画」（改定版）策定事業委託業務に適用する。

2 業務の名称

「徳島県災害廃棄物処理計画」（改定版）策定事業委託業務

3 業務の目的

現「徳島県災害廃棄物処理計画」は、南海トラフ巨大地震をはじめ、大型化する傾向にある台風や、多発する集中豪雨等災害から、速やかに復旧・復興を進めるとともに、県内市町村が「災害廃棄物処理計画」を作成する道標として、平成27年3月に策定したものである。

本業務は、徳島県が令和8年2月4日に公表した「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定」を踏まえ、県内の災害廃棄物の発生量等の試算を行うほか、「令和6年能登半島地震」等の近年発生した災害における最新の事例や知見等を踏まえ、計画を改定するもの。

4 業務の期間

契約の締結日から令和9年3月31日まで

5 業務の内容

（1）計画準備

本業務の実施にあたって計画準備を行う。

（2）「徳島県災害廃棄物処理計画」（改定版）の策定業務

以下の内容を踏まえ、計画の改定版を策定する。

①最新の知見の収集等

「令和6年能登半島地震」における課題など、最新の知見や既往資料の収集を行い、計画に反映する。

②南海トラフ巨大地震発生時における災害廃棄物の発生量等の推計見直し

「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定」に基づき、地震・津波等による災害廃棄物の発生量や仮置場必要面積等の計画記載の推計を見直し、計画に反映する。

③避難者等の生活ごみの推計の見直し

「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定」に基づき、避難所ごみやし尿収集必要量等の推計を見直し、計画に反映する。

④既存処理施設能力の推計

県内の災害時に災害廃棄物を処理することが可能な処理施設の耐震対応状況を把握するとともに、災害時における処理可能量を推計し、計画に反映する。

⑤国による広域的な支援体制の構築

県域を越えた広域的な支援体制が必要な場合、国主導による全国的な支援体制の構築が行われるため、環境省資料や過去の実災害を踏まえ、計画に反映する。

(3) 打合せ

本業務の要所にて打合せを行う。なお、着手時、中間2回、納品時の計4回を想定する。

(4) その他

徳島県の計画の概要版及び本業務の報告書を作成する。

6 手続上必要な届出

受託者は、契約締結後速やかに次の書類を提出するものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 主任技師及びその履歴書
- (3) 業務工程表
- (4) 業務実施計画書
- (5) その他必要な書類

7 成果品

受託者は委託期間の完了日までに、次の成果品を提出するものとする。
なお、成果品はあらかじめ県と内容について協議、精査したものとする。

- (1) 報告書 一式（紙及び電子データ（CD-R）で提出すること）
- (2) 収集資料その他指示するもの 一式

8 秘密の保持

受託者は、本業務において知り得た内容を県の許可なしに他の調査に使用、公表その他本業務の目的外に使用してはならない。

9 貸与資料

受託者は、本業務の実施に際し必要と認める資料については、県に貸与を申し出ることができるものとする。

なお、貸与された資料は、適切な管理の上、業務完了までに全て返却しなければならない。

10 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施に際し、既定業務内容の変更、当該業務以外の調査、計画策定等の必要が生じた場合は、その時点で県とその対応について協議するものとする。
- (2) 業務内容の変更に必要な資料は、受託者が作成する。
- (3) その他必要な基礎データ（廃棄物処理施設情報等）については、県又は県が指定する関係機関へ情報提供を依頼し整理すること。
- (4) 南海トラフ巨大地震発生時の災害廃棄物発生量については、徳島県が令和8年2月4日に公表した「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定」に基づき、試算すること。
- (5) 上記の結果に基づき、災害廃棄物仮置場の必要面積を市町別及び徳島県ごみ処理広域化・集約化計画に基づくブロック別に整理すること。
- (6) 本業務は、環境省の災害廃棄物対策指針の内容を踏まえて実施すること。

- (7) 県の求めに応じ、各業務の実施について中間報告を行うものとする。
- (8) 業務の実施に当たっては、県との連絡を密にし、疑義等が生じた場合には、県の指示に従うこと。また、仕様書に定めのない事項は、県と協議の上、決定するものとする。
- (9) 議会説明用資料や市町村説明用資料を必要に応じて作成する。